

# 2025 年度（令和 7 年度）の税制改正提言

2024 年 9 月  
公益社団法人リース事業協会

## 1. 現行リース税制を存置等した上で、新リース会計基準を適用する借手に対する税制上の措置を講じること【国税】

### (1) 現行リース税制の存置等

#### 【借手側】

- 企業会計基準委員会（ASBJ）において、国際的な会計基準との整合性を確保する等の理由により、すべてのリース（不動産の賃貸借等を含む。以下同じ。）について資産及び負債を認識するリースに関する会計基準（以下「新リース会計基準」という。）の開発が進められてきたが、2024 年 9 月 3 日に新リース会計基準が公表議決され、これを早期適用する場合、2025 年 4 月 1 日開始事業年度から適用できることが示された。
- 新リース会計基準は、上場企業に強制適用されることが想定されるものの、ほとんどの中小企業は、「中小企業の会計に関する基本要領」（注 1）又は「中小企業の会計に関する指針」（注 2）により、リースの会計処理を行い、現行リース税制（法人税法第 64 条の 2 等）による税務処理を行っている。
- 仮に、新リース会計基準と合わせて、現行リース税制の改正が行われた場合、この会計基準を適用しない中小企業の税務処理に影響を及ぼし、課税関係の変動や税務上の申告調整等の負担が生じることから、現行リース税制を存置すべきである。

（注 1）中小企業の実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠し、中小企業に過重な負担を課さない等を基本的な考え方としており、「国際会計基準の影響を受けないものとする。」としている。リース取引に係る借手は、「賃貸借取引又は売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。」とされている。

（注 2）中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すこと等を目的として制定された。所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手は、「通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ただし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。」とされている。ただし、改正リース会計基準により、所有権移転外ファイナンス・リース取引（借手側）について、拠り所となる会計基準がなくなるため、中小会計指針における借手の所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理の定めにも影響が及ぶことが懸念される。

#### 【貸手側】

- 新リース会計基準において、第 2 法（注 3）を廃止することが示されており、これに伴い、リース譲渡に係る収益及び費用の特例（法人税法第 63 条）及びリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例（消費税法第 16 条）が廃止されることが強く懸念される。
- 特に消費税の資産の譲渡等の時期の特例が廃止された場合、貸手は、各課税期間において開始したリース取引に係るリース料の総額に対して消費税が課されることになるが、この消費税を借手に転嫁できず、消費税の納税資金を負担することになる。その結果、貸手は消費税の納税資金コストをリース料に転嫁せざるを得ず、借手のリース料が増額することになる。
- 一方で、仮に、課税時期にあわせ、借手がリース開始日にリース料の総額に対して課される

消費税を一括して支払うこととなる場合、これまで、ほとんどの中小企業がリース期間にわたり消費税を分割して支払っていたところ、大きな資金負担が生じることとなる。

- これらにより、中小企業は新リース会計基準が適用されないにも関わらず、その影響を受けることになるため、以下の措置を講じるべきである。

- ① リース譲渡に係る収益及び費用の特例（法人税法第 63 条）及びリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例（消費税法第 16 条）の改正（注 4）又はこれと同等の措置（注 5）を講じること。
- ② 消費税の課税関係について、使用权資産の売買として取り扱わず、新リース会計基準（貸手）において、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の分類が存置されていることを踏まえ、現行の取扱いを変更しないこと。

（注 3）現行リース会計基準では第 1 法～第 3 法が示されているが、ほとんどのリース会社は第 2 法を採用している。新リース会計基準は第 2 法を廃止し、第 1 法（製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース）と第 3 法（製造又は販売以外を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース）を存置、ほとんどのリース会社は第 3 法を適用することが想定される。

第 1 法：リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法

第 2 法：リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法

第 3 法：売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法

（注 4）法人税法第 63 条第 1 項は「延払基準の方法」により経理する要件（以下「経理要件」という。）が定められており、現行リース会計基準の第 1 法～第 3 法で会計処理した場合に、その適用が認められ、これらの適用を前提として消費税法第 16 条を適用できる。改正内容としては、貸手が「第 1 法」又は「第 3 法」を適用した場合に経理要件を満たすものとし、消費税法第 16 条を適用できるとする改正が考えられる。

（注 5）貸手がリース譲渡をした場合は、経理要件を定めずに消費税法第 16 条を適用できる旨の改正が考えられる。なお、現行の法人税法第 63 条第 2 項（リース譲渡の特例）は経理要件が定められず、消費税法施行令第 36 条の 2 によりリース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を適用できる。これらの規定を改正することも考えられる。

## （2）新リース会計基準を適用する借手に対する税制上の措置【国税】

- 新リース会計基準を適用する借手について、新リース会計基準と現行リース税制との間で償却費等の差異が生じるため、企業の負担ができるだけ生じないようにする等の所要の措置を講ずること。

## 2. 設備投資減税の延長【国税・地方税】

- 適用期限（2025 年 3 月 31 日まで）を迎える設備投資減税制度について、中小企業の生産性向上、地域経済の活性化等を推進するために必要な制度であり、適用期限を延長すること。
  - ① 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税特例措置の延長又は同等の特例措置の創設
  - ② 中小企業経営強化税制
  - ③ 中小企業投資促進税制
  - ④ 地域未来投資促進税制
  - ⑤ 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の税額控除制度

### **3. 日本・アイルランド租税条約の改正【国税】**

【所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアイルランドとの間の条約】

- 1974年に締結された日本・アイルランド租税条約の「使用料」の定義を最新のOECDモデル租税条約（2017年）に合わせること。

### **4. 新たに創設される設備投資減税へのリース適用【国税・地方税】**

- 新たに創設される設備投資減税（国税・地方税）について、リース取引により導入する設備を対象とすること。

以上